

政府規制等と競争政策に関する研究会  
(地球温暖化対策における経済的手法を用いた施策に係る競争政策上の課題  
～国内排出量取引制度における論点～)

2009年9月25日(金)

【藤本調整課長】 それでは、おそろいでございますので、始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。定刻になりましたので「政府規制等と競争政策に関する研究会」を始めさせていただきます。

本題に入ります前に、人事異動がございましたので、その紹介をさせていただきます。

まず、私の方ですけれども、7月14日付けで調整課長を拝命しました、藤本でございます。よろしくお願いたします。

6月24日付けで経済取引局長に山本が就任しております。局長の方から一言ごあいさつを申し上げます。

【山本経済取引局長】 今、御紹介いただきましたように、この6月から舟橋の後任として経済取引局長になりました山本と申します。よろしくお願いたします。

こちらの経済取引局には、平成17年までおまして、当時は法改正作業をやっていたんですけれども、平成17年の独禁法の大幅な改正があった後、審査局に移りまして4年ほど違反事件の担当をしておりました。地球温暖化という、今週、国連でも大きな話題になっていた問題について、競争政策の観点から、どういった論点があるかということ、日本だけでなく世界全体としても大事なテーマについて検討を進めていく上で、研究会の先生方のいろんな御指摘を参考に、今後の検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思います。

【藤本調整課長】 なお、岩田座長が、平成22年8月まで海外滞在中でございますので、今回の会から井手会員に座長代理ということで進行の方を務めていただくということでお願いしております。

本日は、川島会員、中川会員、山内会員が所用のため御欠席でございます。

今回の議題につきまして、京都大学大学院経済学研究科の諸富徹准教授にオブザーバーとして御出席をいただく予定でございますけれども、残念ながら本日は所用のために御欠席でございます。資料が添付されていると思っておりますけれども、御意見を資料でいただいております。

それでは、配付資料を確認させていただきたいと思います。

まず、資料1として、今回のテーマについての検討趣旨の紙が入っていると思っております。

資料2として、地球温暖化対策に関する制度・施策等の概要の説明の資料でございます。

資料3として、国内排出量取引制度に係る競争政策上の論点ということで、論点をまとめた紙が入っております。

資料4として、諸富先生からの御意見をちょうだいしております。

以上でございますが、お手元に届いておりますでしょうか。

それでは、これからの議事につきましては、井手座長代理をお願いしたいと思います。よろしくお

願ひいたします。

【井手座長代理】 それでは、岩田座長が海外滞在中のピンチヒッターとして座長代理を務めさせていただきます。よろしく願ひいたします。

それでは、早速、今日の議題でありますけれども、国内排出量取引制度に係る競争政策上の論点ということで、しばらく規制研は間が開きましたけれども、今回からは先ほど局長の方からも御説明がありましたけれども、地球温暖化対策における経済的手法に用いた政策に関わる競争政策上の課題ということで、非常にタイムリーな問題ですので、是非御活発な議論を願ひしたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども、事務局の方から資料2「地球温暖化対策に関する制度・政策等の概要」、資料3「国内排出量取引制度に係る競争政策上の論点」について、御説明をよろしく願ひいたします。その後、会員の皆さんから御質問、あるいはコメント等の議論をしていただきたいと思います。

それでは、よろしく願ひいたします。

【藤本調整課長】 それでは、資料2に基づきまして「地球温暖化対策に関する制度・政策等の概要」について御説明を申し上げます。

資料2の構成でございますけれども、まず京都議定書の概要がございまして、2番目に諸外国の状況、3番目に世界での排出量の取引の様態、4番目に我が国の取組、5番目に競争上を与える影響ということで、構成をさせていただいております。

1ページの方から御説明を申し上げます。平成9年に開催されました国連の、いわゆるCOP3でございますけれども、こちらで採択されました京都議定書の中では、先進国及び市場経済移行国等につきまして、法的拘束力のある数値目標を策定するというところで、その義務の達成時期が定められている状況でございます。

平成2年、1990年を基準年といたしまして、第一約束期間、これは2008年～2012年の間でございますけれども、附属書 国全体としまして、少なくとも5%削減する、日本の場合は6%削減することが義務付けられております。

この議定書につきましては、2005年2月に発効いたしております。

この議定書が、もし遵守できなかった場合ですけれども、後ほど説明いたします京都ユニット、いわゆるクレジットの移転資格が停止されるなどの措置が採られるということでございます。

2、3ページ目は、いわゆる京都メカニズムといわれているものを説明しております。排出削減の約束を達成すること、それから途上国の開発の支援ということも考慮しまして、約束達成に係る柔軟措置ということで、以下3つのメカニズムが導入されております。

1つ目が、共同実施というものでございますけれども、下の絵で見ますと、例えば先進国Xと先進国Y、いずれも排出削減義務を負っているところでございますけれども、このYにおいて排出削減量、例えば20の削減量に成功したことにいたしますと、その20を関係国間で移転をする、つまり先進国Xの方に割当量20を増やして、Yの方から20を差し引くという形で、総排出枠の合計は変わりませんけれども、こういった形で移転が認められるというものが一つでございます。

3ページ目、2つ目としまして、これは附属書 国、義務を負っている国と、附属書 国にない発

展途上国、こちらの方は削減義務がないわけですが、この両者が発展途上国において排出削減のプロジェクトを実施します。それで、例えば 20 の排出削減に成功した場合に、先進国 X の方がその 20 を獲得することができるというものでございます。

3 項目としまして、排出量の取引でございますけれども、これも附属書 国、義務を負っている国の間で取引を行う仕組みがあるということでございます。

4 ページ目、京都メカニズムの実施状況ですが、CDM プロジェクトについて見ますと、全体で 1,782 件ございます。ホスト国別のプロジェクトの件数を見ますと、中国が一番多いということですが、翻って投資国別のプロジェクト件数を見ますと、イギリスが一番多いんですが、日本が 2 番目になっているというような状況でございます。

5 ページ目、諸外国の状況でございますけれども、諸外国においても経済的メカニズムを活用した取組が進められておりまして、その 1 つの方策として、国内排出量の取引制度がございます。

この制度は、国全体の温室効果ガスの排出量の総量である枠を設定しまして、あらかじめ個々の事業者ごとに排出量の総枠であるキャップを配分する。事業者自身の削減で排出量が枠に収まらない場合には、排出枠のトレード、取引、あるいは先ほど申しました京都メカニズムのクレジットの活用を認めるという内容となっております。

6 ページ目、まず EU でございますけれども、こちらの方は EU 域内排出量取引制度、EU - ETS というものがございます。試行段階として 2005 年～2007 年に第 1 フェーズが始まっておりまして、エネルギー多消費施設のうち一定規模以上の施設が規制の対象となっております。これは、排出全体の 49% を占めるということでございます。

2005 年の排出量比で 8.3% という目標に対しまして、2007 年度で 0.98% となっておりますので、目標値を上回る削減を達成している状況でございます。

加盟国政府は、対象施設に対しまして配分計画を作成いたします。そのほか、ほかの対象施設との排出枠の取引、あるいは京都メカニズムのクレジットを活用することができることになっております。

第 2 フェーズが、2008 年～2012 年ということで、京都議定書の第一約束期間に重なる形になっております。

続いてアメリカでございますけれども、関連法案が下院の方で可決されております。ただし上院はまだ審議がされていない状況です。エネルギー部門や産業部門を対象にしておりまして、無償割当あるいはオークションという方式によりまして排出枠を割り当てることとしております。これが連邦レベルの話でございますが、州のレベルでも北東部 10 州によりまして制度が組まれておりまして 2009 年 1 月から開始されております。対象になっているのは発電所でございます、排出枠のほとんどはオークション方式で割り当てられている状況でございます。

7 ページ目、ニュージーランドでございますけれども、2008 年議会において法案が可決されております。森林部門あるいは固定発生源部門など 7 つの部門を対象にしまして、法案の可決前ですが、2008 年 1 月から試行実施ということで開始されております。今後、部門ごとに段階的に開始される予定になっておりまして、排出枠の割当ては無償割当で行うことになっております。

カナダでございますけれども、こちらの方は排出枠の割当てにつきまして、排出原単位を制約する

方式を取っております。毎年2%の継続的削減を目標とするということでございまして、2020年度以降2025年度までにはこの原単位目標から総量目標への移行を目指すことにしております。制度は2010年1月から開始される予定でございます。

オーストラリアでございますが、こちらの方は関連法案が上院で否決されております。法案によりますと、2011-12年度の会計年度から始めるということでございまして、以降3年度の間は、割当総量に応じたキャップを課すことになっております。

オーストラリアの排出量の75%に当たる事業者を対象としておりまして、国際競争下にある産業などを除きまして、排出の割当ではオークション方式を採用することになっております。

8ページ目、世界の排出量取引の状況でございます。世界全体で約48億トンの規模になっております。このうちEUの市場が31億トンということで、全体の7割を占める状況になっております。

下の方ですが、排出量の取引につきましては、相対取引のほかに、取引所において取引される状況になっておりまして、代表的な取引所として以下のものが挙げられているということでございます。

9ページ目以降、我が国での取組でございます。我が国では、平成19年度の実績を見ますと、基準年に比べて9%排出量が増加している状況にございまして、増加の主な原因はエネルギー起源二酸化炭素の排出量が大幅に増大しているということにあります。

部門別に見ますと、産業部門が36%、運輸部門が19%、業務その他部門が18%という状況になっておりまして、推移を見ますと産業部門は減少、エネルギー転換部門、業務その他部門、家庭部門については増大している状況でございます。

10ページ目、政府は京都議定書の目標に向けまして、この約束を履行するために必要な目標の達成計画を立てております。第一約束期間の義務の達成のために計画が作られておりまして、2008年3月に改定をされている状況でございます。

まず第1に「ア 温室効果ガスの排出削減対策・施策」でございますけれども、これは各部門について具体的対策を多数掲げてございます。このうち産業界全体を通じた主な施策ということで、自主行動計画の推進・強化という項目がございます。これは各業種が自主的に目標設定をしているものでございます。もともと平成9年に日本経済団体連合会の方で、環境自主行動計画というものを策定しておりますけれども、それ以降、日本経団連に加盟していない個別業種につきましても、同様の計画を策定している状況でございます。平成20年3月末時点ですが、103業種で導入されておりまして、産業・エネルギー転換部門の排出量の約8割、全部門の約5割を対象としていることになっております。

12ページ目、各部門横断的に行われている施策というのがございます。1つが、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度というものがございます。一定量以上の排出量を持つ事業所等につきまして、排出量を国に報告する。国はこれを公表することになっております。平成18年度から開始されておりまして、対象となっている事業者等による排出量につきましては、約5割を占める状況でございます。

国内排出量取引制度でございますけれども、これは現在総合的に検討していくべき課題ということにされております。これに向けましては、これまでいろいろな動きがございまして、まず環境省と経

済産業省における検討というのがございます。平成 20 年 1 月に環境省が、同年 3 月に経済産業省が、それぞれ検討会ないし研究会を設けておりまして、中間段階での取りまとめを行っております。

13 ページ目、国内排出量取引制度の試行的実施ということがございます。平成 17 年度から環境省の自主参加型国内排出量取引制度というものが実施されておりましたけれども、平成 20 年 10 月から、これは政府全体の取組といたしまして、排出量取引の国内統合市場の試行的実施の取組が開始されております。

ここでは、事業者等が自主的判断に基づきまして参加するという事で、目標値は原単位の目標、あるいは排出総量目標というものを設定いたします。排出枠の取引、あるいは京都メカニズム及び国内クレジット制度によるクレジットの活用が認められているものであります。

この国内クレジット制度でございますけれども、これは大規模事業者の技術や資金を活用しまして、中小事業者等が行いました二酸化炭素の排出抑制のための取組による排出削減量を認証いたしまして、これを大規模事業者の排出削減目標の達成のために活用する制度でございます。

試行的実施は、現在 715 社が参加を申請しておりまして、自ら削減に取り組む目標設定参加者というもの、それから取引参加者という参加者がございます。参加申請者の排出量のカバー率は、産業部門につきましては全体の 7 割になっているということでございます。

14 ページ目、これは CO<sub>2</sub> の見える化というものでございますけれども、主に家庭部門、業務その他部門での抑制を行うための施策でございます。環境負荷を定量的に算定する手法を活用しまして、二酸化炭素の排出量を可視化する、目に見える形にするということで、カーボン・フットプリントという制度が注目を集めております。

この制度につきましては、課題もございまして、商品などに表示される数値の正確性あるいは信頼性の確保などが課題となっております。

15 ページ目「ウ 京都メカニズムに関する取組」ということでございますが、これは政府として約束達成に不足する差分ということで、当初策定されていた 1.6% につきましては、国がクレジットを取得することになっております。それから、産業界につきましても、京都クレジットの関係で CDM 事業あるいは J I 事業について積極的な取組が進められているという状況でございます。

以下 16 ページから、温室効果ガスに係る排出量規制における競争上の影響ということでございます。

まず 1 つ目ですけれども、排出量規制のうち、キャップ&トレードの制度を導入することに対する一般的な評価ということでございますけれども、社会全体として、小さい費用で確実に排出削減を促すことが期待されるものである、あるいは事業者の義務の達成手段が多様化される、あるいは競争に与える影響を相対的に小さくすることが可能であるということがいえると思っておりますけれども、他方で排出枠の割当てをどのようにするかという割当ての方法が問題になるということがいえようかと思っております。

17 ページ以下、排出量規制の仕組みについて若干御説明を申し上げます。

まず、排出量規制の方法でございますけれども、大きく分けまして、排出総量を制約する方法と、単位生産量当たりの温室効果ガスの排出量を制約する方法の 2 つに分かれます。

前者につきましては、確実に排出削減を行うことができる。一方で、供給量の制約につながりやすい、あるいは国際的な不公平、それからカーボンリーケージの問題を招きやすいという指摘がございます。

後者につきましては、想定以上に活動水準が増加した場合には、排出量がその分増えますので、総量削減が担保されないという問題があるということがいわれております。

18 ページ目、この2つの方式がございますけれども、原単位改善方式につきましては、環境政策上の問題があるという指摘がございますし、世界的に見ますと総排出量規制が主流であるということがございますので、以下では総排出量規制の場合を取り扱うことにさせていただきたいと思っております。

その割当方法でございますけれども、大きく分けて無償の割当方法と有償の割当方法というのがございます。無償の割当方法の中に、グランドファザリング方式というのと、ベンチマーク方式というのがございます。

前者は、過去の排出実績を基に事業者は無償で排出枠を割り当てるものでございます。これはコストはかからない、あるいは排出枠を予想しやすいということで、事業者を受け入れられやすいというメリットがございます。また、過去の排出実績データがあれば排出枠が確定できますので、行政コストも少なく済むというメリットがあります。

EUの場合ですと、第1フェーズにおきましてほとんどの国で過去の排出実績に基づいて割当てを決定するこの方式が取られております。

他方で、過去に排出削減に熱心に取り組んできた事業者に対して、厳しい排出枠が与えられるといった公平性の問題がある、あるいは当期に排出量の抑制が可能であっても、あえて行わないような事業者の行動も想定されるといった問題点が指摘されております。

19 ページ目、ベンチマーク方式でございますが、これは標準的な単位生産量当たりの温室効果ガスの排出量という、排出原単位に基づいて無償で割り当てるという形でございます。つまり排出枠の計算方法としては、活動量にベンチマークをかけるという算式が設けられます。これは業種間あるいは事業者間の公平性が保たれやすいというメリット、あるいはグランドファザリングのデメリットを解消できるというメリットがある反面、排出原単位を策定することが非常に困難であるという問題が指摘をされております。

20 ページ目、こちらは有償の方式で、オークション方式でございます。これは各事業者が必要な分だけ排出枠を政府から買うということで割り当てられる方式です。公平な配分が可能である、獲得機会の公平性がある、あるいは透明性が確保できるというメリットがあります。他方で、排出量の多い事業者に与える経済的負担が大きいということ、あるいはどの程度排出枠を確保できるか、事業者にとってもその予想が困難であるといったことがデメリットとして挙げられております。また、排出枠の買占め、投機資金の流入による市場の混乱のおそれといったことも指摘をされております。

21 ページ目、オークションにはいくつかの方式がございます、大きく分けまして封印入札と競り上げ入札というのがございます。前者は、1回切りの入札でございますが、後者は何度か入札を繰り返して価格を発見していくものでございます。

前者の中にも、落札者の支払い価格を均一にするか差別化するかということで、均一価格方式と差

別価格方式というものなどに分類がなされます。

競り上げ入札の方でございますが、これは繰り返し型の封印入札方式である需要曲線方式と、主催者が最初に価格を宣言しまして量を入札していくという競り上げ時計方式という2つの方式がございます。

諸外国の実施例ではイギリスが、この競り上げ時計方式、実際には競り下げ方式でやられているようですけれども、それが行われております。

また、EUの制度の下においてイギリスが行っているものとしてオークションがございまして、競争入札の中で封印入札均一価格方式ということで行われているものでございます。

また、2009年1月から開始されている、アメリカの州の取組の中でも、封印入札均一価格方式が行われております。アメリカの連邦の法案の中でも同じ方式が言及されているということでございます。

ページが若干飛びまして25ページに参ります。その他でございますけれども、まず排出枠と外部クレジットの利用制限というものがございます。これは柔軟措置としてクレジットを利用することがございますけれども、各主体自らの削減を促進させる目的のために、この利用について一定の制限を設けているという例がございます。

2つ目でございますが、バンキングとボローイングというものでございます。バンキングは、排出枠を上回って削減した場合に、その余剰分を次の約束期間のために使える仕組みでございまして、ボローイングは逆に、削減を達成できない場合に、次の約束期間の排出枠の一部を前借りするものであります。

これらの措置につきましては、価格が長期間にわたって高止まったり、大幅に変動したりということが考えられますので、それらを緩和するために設けるものであります。ちなみに、EUの制度では、第2フェーズにおいてバンキングが可能とされております。

排出枠と外部クレジットに係る価格制限でございますけれども、事前に排出枠に価格を設定しておいて、その価格を支払えば追加的に政府から入手可能になるといった措置でありますとか、あるいは取引の際に上限価格を設ける措置が考えられるということでございます。

以下26、27ページには、環境省あるいは経済産業省の検討会等における考え方が書かれております。参考に載せております。

資料3でございますけれども「国内排出量取引制度に係る競争政策上の論点」ということで、いくつかの論点を事務局で整理させていただいております。

まず第1点ですが、排出枠の割当方法でございます。これは先ほど説明しましたように、無償あるいは有償の方式がございますけれども、それぞれについては以下のような競争への影響があると思われれますので、これは競争政策の観点から、それぞれの方式の留意点あるいは望ましいといえる排出枠の割当方法があるかということが論点になろうかと思います。

各方式についての影響でございますけれども、まずグランドファザリングの場合は、省エネ努力などによりまして、過去に努力をした、エネルギー効率の差が生じたということが反映されないといった公平性の問題がございます。一方、省エネ努力を反映させるためにアーリーアクションという、特

別な配慮をするということもございますけれども、逆にこうすると恣意性や新たな不公平が生じるのではないかとということが問題視されております。また、翌期の排出枠を確保するための事業者の行動が想定されるということがあります。

ベンチマークの場合ですけれども、エネルギー効率が反映されることから、公平性が高まるというメリットがありますけれども、製品によって排出量に差がある業種について、1つのベンチマークで行いますと有利な事業者とそうでない事業者ということで、競争への影響が出るということが考えられます。また、異なる業種間で競合関係にある事業者については、競争に影響を与えるのではないかとという問題も考えられます。

続きましてオークション方式でございますけれども、これは市場価格を通じた割当てとなりますので、公平感が得られやすい、あるいは獲得機会の公平性や透明性が確保できるということで、競争への影響が比較的少ない方式であろうと考えられます。一方で、事業者にとっての経済的な負担が大きという問題があるほか、排出枠を大量に必要とします事業者がオークション市場で市場支配力行使することも考えられます。排出枠が買い占められたり、取引価格が操作されるといった競争への影響も考えられるということでございます。また、オークション方式は各種方式がございますので、それぞれの影響の違いがあると思われま。

第2番目の項目でございますけれども、新規参入事業者等への排出枠の割当てでございます。無償割当を行う場合ですけれども、各国の制度では新規参入者の分をあらかじめ留保しておいて無償で割当てるという例が多いように見受けられます。その際、新規参入者の分が過小評価されるといった問題、あるいは割当てを受けるためだけに新しい会社を作ったりする行動が想定される。こういった問題についてどう考えるのかということが論点になるうかと思ひます。

また、新規参入者と既存事業者のイコールフットィングをどのように確保するかということが問題になるうかと思ひま。

有償割当の場合は、新規参入者にもオークションによって排出枠を購入させるということでございますけれども、この場合には、新規参入者の市場への参入コストが上がることになりま。したがって、新規参入者に対して何か配慮することも考えられますけれども、これについてどう考えるかという論点があるうかと思ひま。

事業所の閉鎖でございますけれども、既存の事業所が閉鎖された場合に、これは事業者の中で別の事業所に移転しても構わないとするのか、あるいは政府に対して返還しなければならないというふうにするのかという方法が考えられますけれども、これらについてはどう考えるかということが論点になるうかと思ひま。

その他としまして、いくつかの論点があります。まず、政府による事業者団体等への割当てが考えられますけれども、この場合に事業者団体あるいは事業者が共同して一定量の排出量を割り振ることが想定されますけれども、これについてどう考えるのかという問題があるうかと思ひま。

排出枠と外部クレジットの使用制限でございますけれども、外部クレジットを利用する場合に、一定の制限を設けている場合がございますが、こういったことをどう考えるのかという論点でございます。

排出枠と外部クレジットに係る価格制限を行う場合もございますけれども、これについて競争政策上の観点からどう考えるのかということが論点になろうかと思えます。

また、柔軟化措置としてバンキング、ボローイングというものがございますけれども、価格を安定化させるための措置として導入されておりますけれども、これについてどう考えるのかという論点がございます。

取引所取引、実際、取引所で現在取引されている例もございますけれども、これは競争政策上の観点からどう考えるのかという論点があるかと思えます。

最後でございますけれども、中小規模の事業者への規制ということで、中小規模の事業者を削減の対象にする場合に、かなり費用、コストがかかるということでございますので、過度な負担になるのではないかとということで、事業者の数の減少をもたらすおそれがあるということで、この点についてどう考えるのかという論点がございます。

以上の外に検討すべき事項があるかということを最後に書かせていただいております。

あと資料4でございますけれども、諸富先生からいただいているペーパーについて、簡単に触れさせていただきます。諸富先生の方からは、キャップ・アンド・トレードによる排出量取引というのは、あらゆる産業を規制対象とする普遍的な手法であるということですので、企業間の競争条件を、どういうふうに公平にしていくかということを議論していくことが非常に重要という観点から書かれているようでございまして、ルールの透明性あるいは公平性が特に強く求められるということが書かれております。

3点、重要な点として挙げられておりまして、第1点は削減目標の義務付けを行うのですけれども、いろいろ目標があると競争条件が均等化されないのではないかとという点が第1点です。

第2点は、排出量割当ての基本的なルールを対外的に公表して、あるいは割当てのプロセスを外部からきちんと検証できるようにする必要があるということです。

第3点は、モニタリング・報告・検証制度をしっかりと整備することが重要ではないかという御指摘をいただいております。

以上でございます。

【井手座長代理】 ありがとうございます。資料の一番目の分は、今まで説明されたことで十分説明されていると思えますけれども、もし補足することがあれば、資料1についても説明をお願いしますか。

【藤本調整課長】 資料1は、今回のテーマの検討趣旨でございますけれども、環境関連の規制の中に経済的手法を用いたものがあるということなんですけれども、これについては業界横断的に幅広く義務が課される、あるいは他業界への波及も考えられるということで、競争への影響を注視していく必要があるかということが考えられますので、現在も政府として各種施策に取り組んでいるところでありますし、年末のC O P 15 に向けて地球温暖化対策の推進の議論がますます重要になってくるというタイミングでございます。

また、国内排出量取引制度につきましては、本格的導入についての議論がなされていくことが予想されますので、このタイミングにおきまして、制度設計が開始される前に競争政策上の論点を把握・

整理していくことが非常に重要だと考えられますので、今回の検討課題とさせていただいたということでございます。

今後のスケジュールでございますけども、11月上旬に第2回を予定しております、12月をめどに報告書の取りまとめを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

【井手座長代理】 ただいま資料1と2, 3について御説明がございましたけれども、今、御説明いただいた点について、とりあえず、例えば資料2について何か不明な点とか、あるいはコメント等、御質問等があればお願いしたいと思います。

もし、ないようでしたら資料3の、これが大変重要な問題ですけれども、競争政策の観点からどういふ論点があるかということをご公取としてまとめていただいておりますけれども、最後に説明がありましたけれども、更に何か競争政策上の観点から検討すべき事項はあるかということですので、資料2, 資料3のいずれからでも結構ですが、とりあえず資料2について何か御質問があれば、どうぞ。

【下村会員】 質問です。8ページの世界の排出量取引というところで、取引所における取引、相対取引をやっているということなんですが、これは実際にどういう方式なんでしょうか。為替の取引のように、テーブルを囲んでサインを送って、そして取引をするというような、そんな感じで取引をされているんですか。

【藤本調整課長】 相対取引の中に2つあるようでございまして、1つは本当に取引の相手を自分で探してきて取引をするというのが1つでございます。それは直接的な相対取引ということのようでございます。

もう一つはブローカーを経由して、取引の相手方を紹介してもらう。そういうやり方でやるという2つのやり方があるようでございます。

【下村会員】 なるほど。前者は会社の実際の代表者が出てきているのですね。

【藤本調整課長】 はい。ですから、会社の担当者の方でいろんな場に行って、いろんな業界の方と顔をつないでおくというのが非常に重要だと伺っております。

【下村会員】 取引所と書いていますので、何か日時を決めて集まるというイメージでしょうか。

【藤本調整課長】 この中でロンドンにある欧州気候取引所というのが、特に先物なんかでかなり活発に取引をされているようですけれども、これは、実際上はインターネットのウェブサイトで取引がなされるということございまして、必ずしも物理的にロンドンに行かないと取引できないというものではないようでございます。

【下村会員】 自分のオフィスでできるということですか。

【藤本調整課長】 はい。

【下村会員】 分かりました。それで、ここここが取引をしたというのもリアルタイムで画面で見られるとか、そんなイメージですか。

【藤本調整課長】 そうですね。取引の状況が画面に出るような感じです。

【下村会員】 分かりました。ありがとうございます。

【井手座長代理】 その外、いかがでしょうか。

どうぞ。

【岸井会員】 19ページのベンチマーク方式ですか、これは20ページのところではいくつかの国で書いてありますが、実際にこれを実施している国はあるのかどうかということ。

【藤本調整課長】 ベンチマーク方式で。

【岸井会員】 ですから、将来的にこれはある程度広がっていく方式なのか、それとも何か部分的な導入にとどまっているのか、その辺の実態がよく分からないものですから、グランドファザリング方式というのは、EUなんかでもやったもので、その意味では実績があるんですけども、こちらの方のイメージがどうも、具体的な制度としてどういうふうに使われているのかということを含めて分からないので、例えば電力分野や新規参入施設の割当てに使われているというのは、例えばどんな形でやられたのか、もしお分かりになりましたら、お教えいただきたいんですけども。

【丸山補佐】 資料には、EUのフェーズ2の方から徐々にベンチマークが使われだしている例として書かせていただいたんですが、具体的には、例えばイギリスの方で電力への割当てでベンチマークを使っていると聞いています。

例えば電力でもガス火力によるものと、あと石炭火力によるものでベンチマークの係数が違ってくると思いますので、そういったものを分けて具体的には算出していると思います。

あとは新規参入施設を対象に、業界ごとにBATと申します、その業界の最適技術を用いた原単位の方を用意しておいて、それをベースに新規参入者に割り当てるといようなことを取り組み始めていると聞いております。

【岸井会員】 ありがとうございます。

【井手座長代理】 これは、業種によってはベンチマークというのを設定するのが難しいという問題は当然あるんですか。

【丸山補佐】 そこまでの細部の情報がまだ詳しく分からないところなんですけれども、一般的にはその業界によって出すのが難しいですとか、あとは一律の原単位を当てはめていいのかというような指摘がございます。詳細については、なかなか情報がベンチマーク自体になくて、そこまで調べ切れていないところがございます。

【吉野会員】 同じような話で、7ページ、カナダが当面原単位で始めて、それから総量目標への移行を目指すとなっていますね。これはどういうことが予想されるからというような何か理由があるんですか。

【丸山補佐】 総量から原単位へ移行する理由でしょうか。

【吉野会員】 逆でしょう。

【丸山補佐】 原単位から総量へ、失礼しました。こちらの方は、後ろの17ページのところで排出量規制ということで、大きく総量規制と、あと原単位規制ということで書かさせていただきましたけれども、右の方の原単位改善の一番大きな問題点として、総排出量が国としてコントロールできないということが問題点としてあります。

一方、事業者からすれば、原単位さえ守っていれば、必要以上に生産量が増えた場合でも遵守できているということになりますので、恐らくカナダとして考えられるのは、当初は事業者にとっても取

り組みやすい原単位改善から進めていって、最終的には排出量をしっかり国として抑え込んでいくということで、総量規制の方に移っていくという制度にしているのではないかと思います。

【吉野会員】 つまり、政治的な理由でこういうやり方になったということなんですか。

【藤本調整課長】 EUの制度も非常に、とにかく制度始めるところからスタートするというところで排出枠を結構多めに割り振られたとか、いろいろな問題が指摘されていますけれども、まず、制度を始めることが大事だということから、そういう政治的な配慮といいますか、そういうものがあってのように伺っております。

【吉野会員】 それは分かるんだけど、カナダの場合には導入する段階でもって、EUの話がもう既に分かっているわけですね。ですから、EUに見られるような問題点があったから政治的に導入しやすい原単位で始めたにせよ、逆に原単位から始めた場合も、制度の問題として欠陥がどこにあるかという議論がここでなされたかどうかということなんです。

【藤本調整課長】 カナダについてということですか。

【吉野会員】 原単位の方がやりやすいという点が日本の状況と割合よく似ている話なので。

【藤本調整課長】 導入しやすいところから導入しているのではないかとということも、やや憶測のところもありますけれども、どこまで制度について精緻な議論が行われたかということまでは、こちらの方では把握しておりません。

【井手座長代理】 当初、原単位規制としたかというのは、カナダの場合は分かりませんが、世界的な流れとしては総排出量の規制をするという方向にあるということで、これを基本として議論するというのでよろしいんですか。原単位か排出量総量かというまだ選択の余地があるのであれば。

【吉野会員】 そんなんですよ。それは、今日の議論は一体何をやることかという話に関わってくる。要するに細かいそれぞれの制度の利点や欠点というのを、それぞれに比較をしていると、それが議論の主たるテーマになっているようになる。

問題は、今の世の中の流れからいえば、井手さんがおっしゃったように、話はかなり先に進んでいるんだから、そこまで踏み込んで話を進めるのか、改めてもう一度いろいろな制度を検証してみましようという話が、重要なテーマであるのかどうかということなんだけれども、私はそんなことはやる必要はないのではないかとこの気もするんですけども。

【藤本調整課長】 国全体の総量をどうされていくのかという観点から、どちらが有効かといえ、それは総量を抑制していくという方向が一番有効なんだということは間違いのないと思います。

【松村会員】 その点もそうだと思うんですが、基本的に競争政策の影響を見るのが本来の役割なんです。環境政策として、どの政策が望ましいのかというようなことを議論するのが主たる目的ではないと理解していて、ですからグランドファザリングが環境政策として望ましいとか、オークションの方が望ましいとか、あるいはベンチマーク方式の方が望ましいとか、そういうようなことはもちろん議論が重要であることは間違いのないんですけども、当然そういうことを議論する場はほかにあるわけですから、ここでやるのは飽くまでそのような制度が仮に採用されたとすれば、競争政策上大きな問題があるかどうかということに絞るべきだと思います。

この方式が採用されそうだとということであるとすれば、それを前提にして競争政策上問題があ

るかというようなことを議論すればよいのであって、環境政策上は、本当はこっちの方がいいんですねというようなたぐいのことは、ここで議論する必要はないんじゃないかと思うんですが。

【井手座長代理】 今、松村さんの指摘で、もちろん、環境政策上、環境省とか経済産業省でいろいろ議論されていることで、そういう制度が仮にできたとすると競争政策上どういう問題があるかというところに本来資料3の点ですけれども、ただ、どういう政策が採られるかというのはまだ確定はしていませんけれども、世界的な流れとか、もし競争政策の観点から望ましいものがあるとすると、それを提言するというのが、多分今回の公取の役割だと認識して、今後の議論というのはそちらの方向で議論していただくということです。

どうぞ。

【岸井会員】 松村さんが言ったのは、私もそういうふうにも言えるし、そういうふうに見えるのかなというも微妙なところがあるので、その辺をお話いたしますが、どういうふうに競争政策の内容をとらえるかです。それによってかなり違ってくるところがあるのではないかと思います。

というのは、例えば排出量取引の問題も、結局市場メカニズムを活用して、環境へのいわゆる環境政策の効果を上げようということですから、そうすると、市場の面で使うのがどういうふうに有効なのかということは、やはり競争政策としても考えられると思うんです。

そうすると、やはりどういう方式が有効なのかということについて、競争政策の観点からこういうふうにいえるということは、ほかの条件もいろいろあるかもしれませんが、そういうことを全くいわないということで禁欲することもないのかなと思っております。いろいろ条件を付けて議論することはある程度可能かと考えております。具体的にどうこうというのはもう少し具体的に議論を進めてみないと分からないと思いますけれども。

そうすると、全体の枠組みの問題になってしまうので、具体的にお話ししますが、今、いろんな方式が出てきていて、新規参加者の割当ての問題とか、この辺もいろいろと議論が出てくるのかと思うんですが、基本的な制度設計について、枠組みでどんな議論ができるのかということです。

私はこういうふう考えられるんじゃないかなと思ったことをお話ししますので、それではだめだとか、それは競争政策ではなくて環境政策の問題だというのならば議論をしていただきたいんですが。

まず、私がいろいろ考えたのは、いわゆる排出量の取引ということを1つの制度として、それを肯定的に評価するということからすると、モデルとして、最後はいわゆるオークション方式ですね。やはり最終目標としては、いろいろ問題が出てきますけれども、これが効果的であり、推進すべきものなのかどうか、まずこの選択がやるべきことなんではないかと思います。

もし、オークション方式が、いわば最終目標としては望ましいということがいえるんだとしたら、ベンチマークとか、グランドファザリングみたいなものは、ある意味で経過措置ですから、経過措置としてどれがいいのかという話になってくると思うんです。

逆に、オークション方式はごく一部であるとか、望ましくないということになると、グランドファザリングとか、ベンチマークをどうするか、これはかなり長期的にそういうのをやらなければいけないということになると、また位置付けが違ってくると思うんです。

その辺の話はまず、つまりオークション方式がいわば最終目標というか、それとして望ましいとい

えるのかどうか。実際にオークション方式というのは、そういうふうには有効に機能する方式なのかどうかということです。私はそういうのは議論できるのではないかと考えているんですけども、それ自体も環境政策の観点から、ほかのところに決めてもらってというか、そっちの話で、それぞれの方式の長所と短所を、いわば競争への影響の観点からプラスマイナスをいろいろ、この場合にこう、この場合はこうというふうにとどめるのか、その辺はいろんなやり方があると思うので、私の考えを申し上げて、皆さんの意見もお聞きしたいということです。

まず、そういうような基本的な制度設計がこの議論でできるのかどうかです。私はやってもいいのではないかと考えているんですけども、その辺について皆さんの御意見というか、お伺いができたらいいと思うんですけども。

【松村会員】 今、おっしゃった望ましいというものの判断基準は何ですか。岸井先生がおっしゃった望ましいという判断基準はどういうことでおっしゃっているのでしょうか。競争政策上望ましいということでしょうか、もっと一般的にということですか。

【岸井会員】 競争政策の定義になってしまうと思うんです。少なくとも排出量取引というのは、市場メカニズムを利用して排出削減のインセンティブをかけるという制度ですから。

【松村会員】 もし、オークション方式が、あらゆる観点からみてドミネートしていて、ほかのものよりも優れているのだとすれば、オークション方式以外の方式が導入される国などないはずだし、そんなものが議論されるはずがないわけで、それぞれいろんな観点からメリットやデメリットがあるからそれぞれの制度が提案され、それぞれの制度が考えられているわけですね。オークション制度というのは、本当にドミナントなものなのかどうかをここで議論してもしょうがないと思うんですけども。

【岸井会員】 意味ないですか。

【松村会員】 意味がないとは思いますが、ここで議論して、オークション方式はあらゆる観点からみて望ましいですねという結論が出てくるはずがないでしょう。

【岸井会員】 将来の制度設計について完全なんていうのは普通あり得ないですから、いろいろと長所、短所を挙げて、オークション方式はこういうメリットがあって、例えばオークション方式を全面化したら、こういう問題が出てくるとか、こういう可能性があるとか、1つの選択肢としてあり得るという、そういう議論はできるのではないのでしょうか。それがドミナントかどうかは別にして。

【松村会員】 私の理解では、資料2は、ある意味でそういうことをして、資料2は必ずしも競争政策の観点から整理したというものではなく、どういう議論がされているのかというのを整理していただいたものだ。

その観点から、競争政策の観点を絞り込んだのが、こちらの方だと。この2に関しては、別に独自に調査してあるいはここで独自に議論してこれを更にブラッシュアップしてまとめていくというものではなく、既にいろんなところでやられているものを整理していただいたわけだし、もちろん、加えることも可能でしょうけれども、ここで議論するようなことではないのではないかと私は思います。

【岸井会員】 私も全く同感です。ですから3のところの話で、1, 2, 3と並べてありますけれど

も、これのいわば、私がさっき言ったように、とにかく3が主流になるということが、全部全面的にということではなくて、オークション方式が主流になるということが前提なんだったら、グランドファザリングとかベンチマークの位置付けも全然違ってきますということを言いたかったので、併存するんだったらまた評価が全然違ってきますから、そうすると競争政策への影響というのもその辺の組合せをしないで、それによって評価も違ってくと思うんです。その辺はどれに絶対に決めるというようなことではなくて、いくつかの選択肢を出す中でそういう組合せを是非考えて議論していただきたい。そうしないと、それぞれについてあれもある、これもあるというか、プラスもありますよ、マイナスもありますよみたいな話だと非常に平板な議論になってしまうと思いました。

【吉野会員】 資料2でそこまで書き込んでいないんだけど、EUの場合でも、イギリスのケースはいろいろ違いますね。実際に、私の思い込みかもしれないけれども、要するにイギリスのオークションの方式が、やや先行しているような位置付けになっているようにみえるのだけれど、その場合、グランドファザリングは、当面やむを得ないからこういうやり方でやるんだという、今、岸井先生が言われたような、そういうような位置付けが、ちゃんと公式になされているのか、暗黙のうちにそうなっているのか、何かそういうものがあるように聞いたことがあるんですけども、それはどうなんでしょうか。

【藤本調整課長】 事実の問題として、24ページを見ていただきますと、各国の排出量割当方法について、一番上にEUがまとめてありますけれども、第1フェーズから始まって、第3フェーズまでです。最初はグランドファザリングでやっていて、実際にほとんどの国がグランドファザリングでやっていたということなんですけれども、第2フェーズからはオークションの比率を徐々に上げている。

第3フェーズにいきますと、産業部門では2013年から20%、2020年から70%、2027年には100%オークションにということで、方向としてはオークションの割合をどんどん増やしていく。発案部門については、第3フェーズで原則100%のオークションというふうになっていますので、EUが将来的に向かっていく方向としてはオークション方式を想定しているということがいえるんだと思います。

【井手座長代理】 EUで第1フェーズ、第2フェーズで、グランドファザリングをやって、いろいろ問題があるので第3フェーズでオークション方式、当然このオークション方式にもいろいろ問題点が指摘されているわけで、例えばオークション方式の何らかの改良をすとか、当然オークションの議論というのは経済でもありますし、いろいろなやり方があるわけですから、そのオークションのやり方というのでも検討を多分されていると思います。

資料の2というのは、先ほど松村さんの方から指摘があったように、共通認識を持ってもらうという意味で、今、どういうふうな議論をされているかということ整理していただいたわけで、問題は資料3ですね。

そのときに、今、先生が言われたように、競争政策の観点からというときに、いろいろ定義があるというふうに言われましたが、ここで議論するときの競争政策というのを、どういう観点から切り口としてやるかという、競争政策上の問題を明らかにしていくか、この辺で岸井先生の方で、競争政策というのはどういうイメージでこれから議論したらいいかというのが、何かあるんですか。

【岸井会員】 先ほど言ったことに、抽象論で言うとまたいろいろと。

【井手座長代理】 排出権の問題とか、こういうものが競争中立的でないといけない。それを担保するには、どういうふうな仕組みにしたらいいかということを議論するというのは、これは岸井先生が、もちろんグランドファザリングとかベンチマーク、それからオークションそれぞれについて検討するという。これは今、岸井先生が今、言われたことです。

【岸井会員】 ただ、私が言ったのは、いろんな方式の中の優劣ということで、相対的な形かもしれませんが、やはりこれは議論ができるのではないかと。

【井手座長代理】 これは競争政策の観点から。

【岸井会員】 競争政策の観点からです。競争政策というのはそういう意味では、この場合は排出量の削減ということが1つの目標として与えられていて、それは競争政策で決める問題ではないんですけども、そのために市場メカニズムを活用するというので、そうするとそれがどうやって有効に働くかというのは、これは一種の手段の問題ですけども、それは、私はこの研究会でもいわゆるほかの規制分野でもいろんな形で正に議論をしてきたことなんではないかと思うんですけども。

例えば過去の例でいったら、これはいろいろ議論がありますけれども、空港の発着枠の配分をどうしたらいいのかとかやってきたわけですから、あるいは放送の電波の話とか、これはこの次に出てくる話なんですけれども、これは100%という形ではなくて、一定の効果の考量をするということは、私は可能だと思いますけれども、井手先生がおっしゃったのは、3つ並べてそれぞれの制度が、いわば競争中立性の観点からどういうプラスがあるか、マイナスがあるかだけ、いわば影響評価みたいなことをやるという、私はもう少し制度選択についても、対象自体が非常に市場メカニズムを活用する制度ですからできるのではないかと考えていますけれども、それがそうでもない、もっとほかの影響もあるんだから、そういうことには口出しすべきではないという考え方もあるのかもしれないけれども。

【井手座長代理】 今の岸井先生の御意見に対していかがですか。

【吉野会員】 分かりやすく言うと、これは、それぞれの制度にどれだけ恣意性が入り込むか、要するに裁量ですね。それを論じればかなりはっきりするということなんでしょうか。

【井手座長代理】 それについては、どうでしょうか。

【松村会員】 競争政策の定義の問題ではないと思うんですが、どの制度が優れているのかというのは、例えば、もし、グランドファザリングをやったとして、ほかのも問題がいっぱいあるんでしょうけれども、競争政策上もこういう懸念がありますと、例えば山のように出てきたとして、オークション方式をしたら、もちろん懸念は出てくるんだろうけれども、グランドファザリングと共通に出てくる懸念と、グランドファザリングの方には出てくるだけけれども、オークションだったら出てこない、こういうふうに出てくれば競争政策上の観点からみれば、大上段にそういうまでもなく、オークションの方が弊害が小さいですねというようなことが必然的に出てくると思うんです。

ですから、そういう意味でどちらの制度の方が望ましいのかということがそこから出てくるのは何の問題もないと思うんですけども、当然それは総合判断なわけですね。競争政策上、こちらの方がいいのかもしれないけれども、ほかにこういう観点で競争政策と全く関係ない観点でのごくこっちの

方がメリットがあるので、こっちの方がいいですよという議論を妨げるわけではないわけで、そうすれば、こっち制度は競争政策上も非常に大きなメリットがありますと、もちろん外のメリットもありますということであれば、そちらを選択するということの判断材料にきつくなって、ここの報告書も役に立つでしょうから、競争政策と懸け離れたようなところまで含めて、制度の優劣のことを議論する必要はないのではないかとこのつもりでした。

【岸井会員】 それは、そうですね。言っていることはほとんど変わらないような気がするんですけども。

【下村会員】 岸井先生の御指摘で、少し私は思ったんですけども、空港の発着枠の話、そして、この排出量取引の話は非常によく似ているという御指摘なんですけど、ここで考えるべきことというのは、どこが違うのかということだと思います。そのまま当てはめるということはできないので、私はどこが違うかというのを考えてみましたところ、やはり、発着枠の方だと、圧倒的に企業数が少ないです。でも、こちらの排出量取引に参加する企業というのは圧倒的に多いので、それで発着枠割当てと、こちらとどういう違いがあるのかが大切だと思います。企業数が大きいということと、そして、産業の特性から比較的参入と退出が、こちらの方が私はしやすいと思うんです。

それで、ちょうど、この資料3にも指摘がありましたように、新規参入事業者の排出枠の割当てをどうするかですが、これも新たに、発着枠とはまた別な観点から考える価値、議論する価値が私にあるのではないかと思うんです。

【松村会員】 もう各論に入っているようなので、私も全く同じことを思ったんですけど、ここで、オークションでもランドファザリングでも同じだと思うんですけど、買占めの懸念というものが少し記述されているんですけども、私はこの制度でそれを議論する意味がどれくらいあるのか。例えば発着枠のような問題とか、電波のような問題とかであればかなり深刻な懸念だと思うんですけど、あるいはもし制度を設計して、自動車産業用の排出割当、電力産業用の排出割当、航空産業用の排出割当として、相互にトランスファーできないような非常に妙な制度をやったとすれば、この発着枠の問題と同じように、ある種の買占めの懸念が出てくると思うんですけども、仮に自動車産業に当初割り当てられた排出枠があったとしても、これは鉄鋼産業の排出枠を買ってきて自動車を造るということだって可能な制度になるはずですから、妙な設計さえしなければ基本的に買い占めるのは、原理的に絶対不可能とは言いませんが、日本中の排出枠を買い占めて、これでライバルの自動車の生産をさせないようにする、飛行機を飛ばさせないようにするなどは極めて難しいですね。だから、本来的にはこういう問題は起きにくいのではないかと。

だから、ある種の国際的なリンクとかがあれば、なおさら、そういうものはしにくくなるわけですし、東京都だけでやるというような、こういう狭いことをするというようなことを考えなければこういうことが防げるわけですから、そういう小さく区切ってきってしまうことの懸念としてこういう議論が出てくるのは意味があると思うんですけども、日本全国あるいは更に世界とのリンクもするなどという制度を設計する状況で買占めの懸念などというようなことを余り強調すると、むしろ信憑性を損なってしまうのではないかという気がして、ここは重要な点ではないのではないかと私は理解しています。

【岸井会員】 松村先生のお話は、オークション方式を全面化するという前提ですね。非常に条件を付けて狭めてしまうと、やはり問題が出てくるということですね。

【松村会員】 はい。自動車産業だけに通用する排出枠なんです。

【岸井会員】 だから、そうすると、やはり全面化論ですね。

【松村会員】 はい。

【岸井会員】 分かりました。いいです。

【吉野会員】 これまでの議論の中のあるでいえば、要するに川上でやるか、下流も含めるかという話がありますね。それで、川上であればカバー率が高くなりますけれども、やはり少数の企業になるから、そうすると買占めの危険だってなくはない。非常に対象は少ないわけですからね。

などという話があって、今の話は、さっきからのグランドファザリングか、オークションかという話とは少し違って、縦軸と横軸みたいな話ですけども、そういう問題も今、松村さんが言ったような話を指摘すれば、これは明快であるというふうに言ってしまっていていいわけですね。その場合は、裾切りをどうするかという話がまた出てくるわけですが。

【岸井会員】 私は組合せの話をいきなり言ってしまいましたけれども、オークション方式については、やはり、いわゆる松村先生がおやりになっている電力の取引所みたいな話もあって、やはり、いろいろこういう方式がどういうふうに機能するかというのは、いろいろ経験もありますし、これはやはりオークション方式の有効性といえますか、実効性といえますか、それはいろいろ、どれだけデータを集められるかという問題はありますけれども、議論して、とにかく制度としてちゃんと成り立ちますということがもしいえるのだったら、それは言うべきだと思います。それはこういう条件で、例えば部分的にやるとかえってだめですとか、全面的にやった方がいいとか、そんなことは言えるのではないですか。

【井手座長代理】 今、もう資料3の論点に入っているんですけども、事務局の方から示していただいた競争政策上の課題というものをいくつか挙げておりますが、ここで1から3まで御指摘をしていますけれども、これ以外のことも含めて、今後のスケジュールを見ると余回数もございませんから、もし、こういう点とかというものがあればお願いいたします。

どうぞ。

【岸井会員】 事務局の方からもお話をいただきまして、私も改めて勉強させていただいたんですけども、1点だけ、先ほどいろいろ議論していて、私は独禁法とかをやっているので少し気になるのかもしれないんですが、このいろんな方式について競争上の優劣が挙がっているんですけども、ベンチマーク方式というもので、一応確認しますが、これは単にいわゆる排出原単位、原単位規制を品質で掛けるだけではなくて、ベンチマークを使って排出量を、総量を最終的には決めるという方式として、このベンチマーク方式をここでいっているというふうに、そこはよろしいですね。いわゆるカナダ方式ではなくて、総枠を決めるんだけど、総枠の決め方をベンチマークを使って決めるというやり方だ。

それを前提にお話しするんですけども、確かにグランドファザリング方式の問題点はいろいろあるんですが、私、ベンチマーク方式で、やり方はやはり排出原単位といえますか、どれだけ効率を向

上させるか。パイナリー効率とかを向上させるかというものをやって、単に比率だけを決めるのならいいんですけども、そこから排出枠で、その企業がこれだけ排出していいかという枠を決めていくわけですね。そうすると、当然これは、その企業の今後の予想生産量を出して、それに原単位をかけていくというやり方をしないと出ないんです。

つまり、このベンチマーク方式は、総排出枠をコントロールする方式としてやろうとすると、いわゆる供給計画といいますが、生産量予測を数値で出さないと私は立てられないのではないと思うんです。しかし、これは独禁法上、数量制限ですね。要するに数量割当、生産量の割当てみたいなことを事実上、予測値でやってしまうということに私はなると思うんです。ですから、この方式は少なくとも、各企業はほかの企業がどれくらいの予想生産量を割り当てられているかということを経営に知れる可能性が出てくるんです。そうすると、これはやはり、いわば数量制限といいますが、協調行動を誘発する危険が私はあるのではないかと考えているんです。

それで、さっき私が具体例はあるんですかと聞いたのは、いわば、このベンチマーク方式を全面化して導入している国はないんです。新規参入者だけだったら、それは部分的にやるんですから、やりやすいでしょう。だけれども、全産業について、それぞれの業者について全部ベンチマークでやるということになると、結局、これはいわゆる供給計画を全部立てていくということですね。そうしないと枠が、総量が決まってくれないんですからね。

少し、私、この辺が方式として、まさに競争政策の観点から、これは危ないといいますが、どうするんですか。しかも、数量を検証可能なようにするにはオープンにしますね。そうすると、原単位で計算して数量をオープンにしたら、計算すればほかの競争者の数量が、大体、どれくらいの計算で枠を決めているかが全部分かってしまうんです。簡単に計算できますね。これは大丈夫なんですか。

少なくとも、そういう相互の情報遮断みたいなことがちゃんとなされないと、個別に全部秘密にやるんですか。少し、このベンチマーク方式というものは、さっきも言いましたように、比率だけならこの問題は出てこないんです。グランドファザリングで最初から枠を決めてしまうんだったら、これも問題ないんです。原単位で数量をやるから、そうすると、やはり、この将来の数量の予測、これはさっき事業者団体の話が出てきましたけれども、事業者団体のガイドラインで、団体がこれをやったら、もちろん、違反行為で、いわゆる相互予測が可能なものですね。ですから、この辺は少し、実際に例がない、本格的に実施したものが無いということもありますので、いわば一つの懸念といえば懸念なんですけれども、どうも、独禁法の今までの常識からすると、これは大丈夫なのか。

特に経産省等では、あるいは財界もそうかもしれませんが、公平感を損なうということでグランドファザリングですね。それでベンチマークで、ベンチマークはもともと原単位だけでしたけれども、それでは、総枠規制とベンチマークを組み合わせましょうということで、どうも、私、これをみるとやはりそういうところから出てきていて、その辺のそれ以上の検討が果たしてなされているのか。少し、その辺は私の疑問としてお話し申し上げたいと思いますけれども、またいろいろ異論があるのかもしれません。あるいはそれでいいんだというような議論もあり得るのかもしれません。

【松村会員】 いや、そもそも、出発点で相当深刻な誤解があるのではないと思うんです。

まず第1に、グランドファザリングというものは、本来の正しい制度が前年ないし今年度の予想排

出量というものに対応して排出割当が来るのではなく、例えば基準年、既に過ぎ去った基準年、1990年をベースにして、ここで排出をどれだけしていましたかというものに合わせて排出量を割り当てるというものです。

これをやると、グランドファザリングだと仮に90年と固定したとしても、すごく頑張っただけで原単位を下げていて排出量が少なかったところとそうでないところを比べると、頑張っていなかったところにたくさん割り当てられてしまうというのは不公平ではないか。そうだとすれば、この90年でとめるという、ここを出発点にしても、正しい排出原単位というものをこうやって、実際には100万トン出していたんだけれども、本来ならちゃんと努力していれば80万トンで済んだはずだ。ここまで原単位が下げられていたとしたら、80万トンに下げられたはずだ。そうすると、100万トン割り当てられた人が80万トンになりますね。でも、正しくといえますか、効率的なものでやっていた人はグランドファザリングと同じように割り当てられますね。こちらの方がより公正ではありませんかという発想なんです。

ですから、おっしゃった問題、つまり、実際には固定するといっても、もっと後になってしまって、しかも、それを予想できる範囲で行動が変わってしまうということは当然あるので問題が起こってくるんですけども、そうすると、今、言ったものはグランドファザリングでもベンチマーク方式でも共通の問題ですね。でも、本来の姿では、コントロールできない90年でとめて、ここでという発想なのでね。

【岸井会員】 それは分かりました。そうすると、それはいわばグランドファザリング方式の修正版ですね。

【松村会員】 本来の発想はです。

【岸井会員】 本来のベンチマーク方式ではね。

ですから、私はさっき、まさにベンチマーク方式の内容を聞いたかったですけれども、事務局の説明で、数量で原単位と掛けるような式を使う。そういう説明もありましたので、私は、もしそういうやり方をしたら、やはり問題だろう。今、松村さんがおっしゃったようなやり方でいったら、これはグランドファザリングのいわば効率性努力による修正みたいなものですが、それだったら問題ないと思いますし、90年というのは今から操作不可能ですし、今の生産量と直接関係ないですから、それは全然問題ないと思います。少し、その辺も含めてね。

【松村会員】 今、岸井さんがおっしゃったことも、やり方を間違えると妙なことをしますという指摘は重要だと思うんです。

【岸井会員】 少なくとも、そういうふうを受け取っていただければ幸いです。

【吉野会員】 そうすると、素朴な疑問なんですけれども、今、グランドファザリングの問題がある。グランドファザリングをとりあえずはやむを得ず投入しても、それを改良していった先にベンチマークにも導入するという道はあるということになるんですか。

【松村会員】 いや、違います。ごめんなさい、私自身はどのみち、グランドファザリングよりもオークションの方が効率的だと思っていて、ベンチマーク方式はその改良版で、共通の問題もいっぱいあって、問題は多少減るかもしれないけれども、その問題はいっぱいあって、オークションではかな

りのデータがないわけですから、それを突き詰めていけばオークションよりもうんと効率的になりますということは、私はないような気がするんです。

【岸井会員】 私も、基本的認識は松村さんと同じです。

【井手座長代理】 オークション方式が経済理論的には一番いい。それで、オークションにさまざまなやり方があります。それを、この排出量の問題にどう適用していくかという問題でしょうからね。

【岸井会員】 もう一つは、割当ての公平性ということが、これも私、法律学者ですから、公平という問題を出したいんですけれども、先ほど努力されたと言いましたね。今まで努力されたので、やはり、それはちゃんと報いてあげなければならない。

ただ、私、この排出量取引のいわばスタートラインをどうするかという問題になると思うんですけれども、今まで努力して、例えば製鉄会社などは随分頑張りましたと言うんですが、何で頑張ったかといいますと、投資すればエネルギー効率を改善してかなり利益が上がるという面はあるのではないんですか。そうすると、私、その努力は、投資して利益が上がったことで、つまりエネルギーの使用量が減ったわけですから、それで報われている面があるのではないかということが1つです。

もう一つは、いわゆる省エネ法みたいなもので、やはり補助金は国がかなりいろいろ出しているわけですね。そうすると、国から補助金をもらって効率化した分も全部、その人の努力というふうに言ってしまうていいの。私、国から補助金をもらって効率化した分は差し引かないと、公平性というのならおかしいのではないか。

要するに私が言いたいのは、大いに努力した企業があって、効率的にやっていて、それに厳しくするのはかわいそうではないですかといいますか、不公平ではないですかというんですけれども、その不公平ということを言い出すと、あるいは努力に報いているかということになりますというんな議論が出てきて、ほかの議論も出てきて、それだけでは済まないのではないかということが1つあります。

もう一つは、これは松村先生などにもお伺いしたいんですが、この排出量取引はそもそも、非効率な事業者はより低いコストで削減できるから、結局、そちらの方をさせるようにして、全体として量は底上げするようにしましょうというのが排出量取引の基本的な考え方なのではないんですか。いわゆる費用対効果というふうに言われるものですね。

そうすると、もともと効率がよくて、あるいはなかなか削減が難しい業者というのは排出枠を買いなさい。そういうふうには、いわば制度自体がそういう形でドライブをかけようという制度だとすると、余り公平ということを書いてしまうと、どうも、これは排出量取引制度が、もちろん、そういう効率のインセンティブをかけないというのではないんですけれども、メインは何かそういう非効率なところと、つまり低いコストで排出量の削減が容易にできるところをなるべくやらせるといいますか、そういうところがあるのではないか。

そう思うので、公平ということは非常に分かるんですが、ほかの議論もあるのではないかというのを少し、これはいろいろ勉強なさっている方とか、排出量取引の本来のいろいろ勉強されている方にお聞きしたいんですけれども、私、その辺も公平性ということについて、何の公平かということです。その是非はいろいろ専門家の方にもお伺いしたいと思っています。

【井手座長代理】 今の問題、公平性ということについては、確かに補助金とかが既に行われている

のではないかという議論は余りなかった点でしてね。

【松村会員】 今、出てきたレベルの公平性の話であれば、私は公平性で議論してもかまわないと思うんですが、すべて効率性に翻訳することができます。というより、効率性の話があって、それよりも公平性の方がアピーリングならそういう言葉は使ってもいいと思うんですが、すべて効率性の話だと思っています。

どういふことなのかといいますと、例えば排出枠割当の基準を 1990 年にしたとします。それで、89 年にその努力をした人というのは、グランドファザリングなら排出割当をもらえないかもしれないんですけども、91 年に努力をした人はもらえるわけですね。でも、これは本来的には 91 年まで先延ばしにするのではなくて、89 年にやった方がより早く二酸化炭素の排出が減らせたわけですから、本来、そちらの方が効率的なわけですね。なるべく遅らせようなどという妙なインセンティブを与えない方が効率的だということになって、そうすると、後からやった人にたくさん排出枠が割り当てられて、早くやった人は割り当てられないから不公平だという言い方をしてもいいんですけども、これは非効率的なわけですね。遅らせるインセンティブをわざわざ作ってしまうわけですからね。

それから、補助金の話ですが、もちろん、省エネ投資をしたというのは、コストは節約できて、ゲインが出てくるのではないかなんですけども、今の話で言えば、もちろん、ゲインは早くは出てくるんでしょうが、91 年まで待てば、それにアディショナルに排出枠がぼんともらえるというような利益が出てくるとすると、やはり待つインセンティブが出てきてしまいますね。どのみち、省エネ投資をして自分の利益は上がるのかもしれないんですけども、追加的な排出割当というものを得るために戦略的に遅らせるなどということをしたら、非常に非効率的ですね。だから、そういうことを防ぐようにしようということだと思うんです。

それで、効率性の観点からいえば、補助金をもらっているというかもしれないんですが、200 万円の金を投入して 100 万円のコストが削減できましたなどというのは、補助金がなければしなかったということなのですけども、環境政策の観点から、それでもコストの削減は 100 万円にしかならないのかもしれないのですが、二酸化炭素の排出とか削減とかということを考えれば、ペイすると思うから補助金が出ているのであって、補助金が出ているのだから、そのゲインの分というのは減らしますなどと言われたら最初から投資のインセンティブはなくなってしまいますね。そうすると補助金を出さず意味がなくなってしまうということになって、その分は控除するのが公正ではないかというのは一見正しいようにみえるんですが、これは効率性の観点からみれば、そういう議論を始めてしまうと、そもそも補助金政策の意味をなくしてしまうことになってしまいます。

【岸井会員】 私もよく分かるんですが、逆に言いますと、公平性というのは結局、今、言ったタイムラグ、規制のラグみたいな形で、ディスインセンティブを生じさせるような設計はまずいという、効率性の観点から問題にするのは分かるんですけども、特に経団連などの議論ですと、努力した人が報われないのはみたいな話で、そういう議論は、私も今、松村先生の議論を聞いて少しはっきりしましたが、むしろ余りそういう議論はやらない方が私もいいと思います。効率性の議論でやっていけば全部解決できるのは全くそのとおりですからね。

【松村会員】 済みません、私、原理的にすべてがと言ったわけではなく、今の話に限定すればとい

うつもりなんです。

【岸井会員】 もちろん、分かります。それで公平性というものを言ってしまうと、とにかく何が公平かという話でどんどん行ってしまって、これも不公平みたいな話になってしまいますから、その辺は整理を少ししていただけたらと思います。松村さんの議論に基本的に賛成です。

【吉野会員】 でも、現実には公平を求める主張は社会的には極めて大きいんです。ですから、それを、今のお話は非常にすっきりしているんですけども、それで論ずるに値しないと切り捨てていいものでしょうか。

【松村会員】 いや、論ずるに値しないではないんです。公平と言われているものの大半は、本当は深刻に効率性に影響を与えているので、ですから、重要なんですということなんです。

【下村会員】 逆に言うと、効率性を達成するのであれば、公平性がインプライされるという言い方ができるわけですね。

【松村会員】 ですから、私は別に公平性という言葉は使っても構わないと思うんです。

【岸井会員】 松村さんがおっしゃったように、私もいろいろ、少しぶれるようなんですけれども、実際の制度設計をするときには、いわば政治的な議論になるのかもしれませんが、社会的受容性という観点から、余り不公平だと受け入れにくいという、その問題はやはり出てくると思います。それもやはり筋がいい公平性の議論と、筋が悪い議論というのは出てくるかと思しますので、ただ、その辺は余り、ここでその話をやっけてしまいますと非常に拡散してしまいますからね。

【吉野会員】 その公平の問題については、これも多分、イギリスだと思ったんですけども、基準年というものを3年なり、5年なり、6年なりと延ばして平均化すれば、その問題はかなりアバウトであるが、大体は不公平が生じないということで、後はばっさりやっけてしまうんだという話をしたというふうに聞いているんですけども、それは今の議論の話で言うとどういうことなんですか。要するに、それに対する社会的な抵抗に対して説得するためにこういう方策を取ったのか、あるいはそれでもって十分説明がつくということでやったのか。

何か、3年だか、5年だか、6年だか、随分長い期間でやったんです。

【丸山補佐】 EUの制度では、第1フェーズは制度期間として3年として、第2フェーズが5年として、更に第3フェーズは7年か8年ということで、徐々に延ばしてはいます。

ただ、制度期間を延ばした一番の理由、問題点として、公平性の話があつてなのか否かというところは、そこまでつかんでおりません。

【岸井会員】 公平ということで、どんな問題が一番出されているんでしょうか。

【藤本調整課長】 まさにここの資料に書いている話なんですけれども、努力した人が報われないという、要するに少し似た話でいえば、予算を頑張って節約した人は次の年に予算が減らされてしまうみたいな、そういうものに似た話だと思いますけれども、そういうふうに聞いております。

【岸井会員】 分かりました。

【松村会員】 混乱させて申し訳ないんですけども、グランドファザリングとオークション方式では、もちろん、所得分配には大きな影響を与えるわけですね。それで、グランドファザリングは、ものすごく理想的に設計されたとしても、ある意味で産業界側に有利で、オークションは不利だという

問題があって、こういうレベルでの公平性、たくさん二酸化炭素を出しているところがいきなりぼんと税金を取られるなど、そんなものは公平なのかとか、こういうレベルの話はさっき言った効率性の言葉に翻訳できない話なので、全部が翻訳できると言ったつもりではなかったというのは一応敷衍しておきます。

【岸井会員】 初学者的な質問かもしれませんが、この公平性ということで、この排出量取引の最初の出発点なんですけど、確かにいろいろ、グランドファザリングだとかどうだというのはありますけれども、やはり基本的には、オークション方式というものは、たくさん排出する人はたくさん買わなければいけないわけですね。ということは、量でいくと、やはりたくさん出している人は削減もそれに応じてたくさんやらなければいけない。

ですから、これは効率性でも説明できるのかもしれませんが、何かそういう、非常にアバウトですが、いわば公平性といえますか、平等性といえますか、排出量に応じた責任を負うといえますか、基本的な、すごく大ざっぱなところではそういう前提に立っているという、説明すればということですけども、改めてそれを特に論じているわけではないのかもしれませんが、その辺を何か暗黙の了解といえますか、そういうことなので、そうしないとオークション方式も、負担が増えると言っているんですけども、やはりそれはたくさん出している所へ出して、それだけマイナスを与えているんですから、そこはどうなんですか。これは基本的な前提ということで、余り当たり前過ぎるので、といえますか、そこが崩れてしまいますと、どんどん私が不利だ、私が有利だみたいな話がどんどん行進していってしまうような気がするのですね。

済みません、それから、これもいろいろ専門の方から議論を聞いて、オークション方式の一つの問題点として議論が出されているということであれなんですけれども、いわばお金を出せば買えるということですから、ホットスポットというんですか、とにかく排出量が非常に多い地域が実はたくさん買えるので、特定の地域だけが排出量が全然減らないというような不均衡が場合によっては起こり得るみたいなことを指摘する人がいるんですけど、これはオークション方式では防ぎにくいのではないかなと思うんです。そうすると、ある程度、排出量について何らかの、いわば特定の地域だけ必要以上に多くならない、そういうアンバランスが生じないような別の規制の仕組みは、やはりオークション方式でも必要になるのかな、あるいはならないのかな。

ある地域だけうんと量が増えていても、とにかく日本全体としては一定量に収まっているのならそれでいいです。確かにそういう理屈もあり得ると思うんですけども、やはりそういう地域的なバランスとか環境負荷というようなことから考えて、それで済むのか。あるいは日本は島国で小さいですから、そういう地域差は余り考えなくてもいいのかもしれませんが。もっと大陸みたいな大きいところだったらそういう問題は出てくるのかもしれないんですけども、オークション方式で解決できない問題というものもあるのかな。そうすると、そこはある程度、どういう形になるかは分からないですけども、別の規制と組み合わせるといようなことも、やはり万能ではないということも一方ではあるのかなと思いました。

その辺についても、いろいろ専門家の方にも意見をお伺いしたいと思いますし、調査して調べていただければと思います。

【井手座長代理】 今の指摘というのは、例えば東京都でたくさん出している。それで、オークション方式で買ってくるわけですね。それで解決できないというのは、日本全体で見れば、総量では当然抑えられるわけですがね。

【岸井会員】 地域格差みたいなものが出てくるのを、CO<sub>2</sub>の場合はいいんだということになるのかもしれませんが、しかし、やはり温暖化とかの影響で特定の地域にだけすごく排出量が多いという別の影響が出てくるかもしれませんし、あるいは社会的にそれは公平といえますか、気候とかは私は分かりませんが、とにかくそういう議論が専門家の間ではあるみたいなので、その辺の問題は1つ残るのかなと思います。

【下村会員】 先生の御指摘ですと、例えば東京で排出枠を買うのは非常に高いから、例えば北海道に工場を造るとか、そういうことが出てくるかもしれませんね。

【岸井会員】 それもあり得ます。それはそうですね。

【下村会員】 それは市場メカニズムですね。

【岸井会員】 そうではなくて、私が言っているのは、特定の地域の企業が排出枠をいわば買う余力があるという、そうするとそこだけが、ですから、工業地帯みたいなところ、集中しているところだけが排出枠を買って、みんな減らさないんです。それで、ほかの地域は余り排出枠を買えるような企業はないので、そちらは増やせないといえますか、減らすみたいな、そういう地域ごとの排出量のいわば大きな不均衡がね。

【井手座長代理】 それは国でも同じですね。

【岸井会員】 そうです。国ごとでも同じで、全くそのとおりです。国レベルでも、もちろん、出てきますけれども、とにかく総量を減らすという話ですから、分布みたいなことは余り考えないわけですね。実際の効果がね。そこら辺はどうなのかなというのは少し気になったんです。

【井手座長代理】 競争政策の観点から排出量取引制度というものを考えていくというのはほとんどやられていない、これまでやられてこなかったことなので大変難しい問題だけれども、非常に重要な問題にこれから取り組むわけですが、事務局から整理していただいた、提示していただいた資料3について、このほか、競争政策上、どういう検討すべき課題があるかということについて、余り時間もございませんけれども、何か御指摘があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

これは事務局としては、今日お示ししていただいた資料3について、競争政策上の観点からどう考えるかということについては、これから対応策というんですか、解決策みたいなものを、ここの議論を踏まえて書き込んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【藤本調整課長】 そうです。

【松村会員】 済みません、資料3の2の(2)なのですが、これは普通に考えると考えられないことといえますか、新規参入を促進して競争を維持するというのが本来の競争政策の目的ではないと思うんですが。つまり新規参入が不当に阻害されているといえますか、不利になっていて、それで結果的に競争が阻害されるというのが問題だと思うんですが、新規参入者も既存事業者も同じような負担を負っているのが競争政策上問題だという言い方にみえなくないんです。

何で有償のオークション方式にすると、新規参入者だけが負担が増えるのか。これはもちろん、新

規参入者も参入するための負担が増えるわけですが、既存事業者も同じように負担が増えているわけですね。このままの理屈を言うと、無理やり新規参入者を増やして、無理やり競争を促進するために、無理やり新規参入者にハンディキャップを与えるべきであると言っているようにもみえないので、ここは相当注意して議論していただきたいんですけども、もちろん、さっきの発着枠とかというような議論を念頭に置いて、非常に限定された格好で排出枠が設計されて、ある種の買占めみたいなものが起こってしまって、新規参入者がなかなか買えないとかという非常に特殊な状況を考えているのであれば、100%おかしいとは言わないんですが、一般的な状況ではかなり変なことを言っているのではないかという気がします。ほかのところも含めて、もし相当、限定的な状況を考えているのだとすれば、その限定を書いていかないと、国際的にみても相当変なことを言っているということになりかねないのではないかと少し心配しています。

先ほどの井手先生が国際的にも余り議論されていないというのに関しては、本来、理想的に制度が設計されれば競争政策上は問題ないはずだというのが大前提で議論されていないんだと思うんです。でも、もちろん、そこで制度設計が常に理想的にあるわけではないですから、制度設計を間違えると競争政策上問題が起こってきますというのを出す画期的なペーパーとしてこれが出てくるのは大変いいと思うんですけども、やはり前提条件をはっきりさせないと、逆に世界の非常識というようなものにもなりかねないので、その点については留意を是非お願いします。

【井手座長代理】 どうぞ。

【岸井会員】 私も、これは少しどうかといいますか、でも、こういう言い方もあるのかなと思ったんですが、私はこれは、ほかのいわゆる社会的規制でもみんなそうなんですけれども、安全規制とかを強化すると、確かに市場メカニズムの考え方からしたら、別にそれは皆が共通にコストを同じように負担するわけですから問題ないんですけども、やはり資本力がある事業者とそうではない者の差が出てきて、ですから、資料3の4ページの3の「(6) 中小規模の事業者への規制」という問題がありますが、少なくとも新規参入でこういう、いわば規制負担能力の格差みたいなものが出てくる面は、私はあるのではないかと思うんです。

ですから、例えば中小企業関係については特別に補助金を出せばいいとか、あるいは規模が小さいところは枠の範囲から外しているというようなことは国も裾切りみたいなことをやっているみたいなんですけれども、この辺はやはり負担能力がある企業だけが残るというふうな、少なくとも寡占という言葉がいいかどうかは別にして、寡占化を促進する面がやはりあることは確かだと思うんです。それがいいか、悪いかということではなくて、それから、寡占について経済学でいろいろ議論があるでしょうから、それは関係ないのだと言うかもしれませんが、やはり一定の集中を促すところがあるので、私はこの3の(6)のところ重要な配慮すべき点ではないかと考えております。

【吉野会員】 これは素人の疑問なんですけれども、オークションの場合はやはり空港スロットの話と同じように、要するに枠が、全体が有限であるからということが前提になる議論なんですか。そうすると、つまり、その場合には新規参入枠というようなものをあらかじめ何%として用意しておかなければいけないというような話に、これは自然的になる話なんですね。

【井手座長代理】 そうですね。発着枠と同じ考え方ですと、新規参入のために、ある程度、ここ

では無償割当みたいなものを作ってという対応が考えられるということですか。

【松村会員】 しつこいようですが、そんな政策は全くナンセンスだと思っています。非常に限定された排出枠を設定するならそうかもしれませんけれども、全部に共通のCO<sub>2</sub>というもので設定するなら、そんな議論が入り込む余地はないと思っています。

【井手座長代理】 極めて経済合理的なあれですけれども、その辺のところの議論は分かれるところでもあるんでしょうね。

【吉野会員】 一応、こういう話をするときには、論点としては整理して説明をしておかないと、素朴な疑問が出てくると思います。

もう一つ、グランドファザリングでやるときにも、それを無償ではなくて有償にしろというような案はありますね。それで、国がそれを何らかの形で別に還元すればいいというふうな案はありますね。

【藤本調整課長】 オークションという形ではなくてということですか。

【吉野会員】 オークションではなくてです。

【藤本調整課長】 理論的にはあるでしょう。

【吉野会員】 そういうような話は無視してしまってもいいんですか。

【藤本調整課長】 調べた限りでは、そういう議論は余りなかったです。

【吉野会員】 でも一部に発表されたりしてはいるんです。そんなものは非常にマイナーな、珍しい、特殊な意見としてしまってもいいのかなと思うんです。

【藤本調整課長】 選択肢はまた増えてしまうという話になりますけれども。

【井手座長代理】 そのほかに何かありますでしょうか。

本日、大体時間もまいりましたけれども、まだまだ今日のようにいろんな議論があって、事務局として整理するのは大変だと思いますが、先ほどの事務局からの資料1の説明にありましたけれども、11月上旬に2回目を開催するということですので、それまで会員の皆様方にいろいろ考えていただいて、次の機会にまた新たに論点を提示していただくとか、あるいは深掘りして議論していただくことを期待しております。

それでは、活発な議論をしていただきましたけれども、これで本日の会を終わらせていただきたいと思えます。

最後に、事務局の方から何か連絡事項がございましたら、よろしくお願いたします。

【藤本調整課長】 本日は本当にお忙しいところを御参集いただきまして、どうもありがとうございました。

次回以降の予定につきましては、現在、いろいろ日程調整をさせていただいておりますので、また追って御連絡を差し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

【井手座長代理】 それでは、長時間、活発な御議論をありがとうございました。

【吉野会員】 これは11月で収束に入るんですか。

【藤本調整課長】 11月の方は、諸富先生においでいただいて、プレゼンテーションをお願いしようと思っております。

それから、事業者の方からヒアリングをさせていただこうかなということで、今、調整をしているところでございます。

それを踏まえまして、議論を深めていただければと思います。その議論を踏まえまして、報告書のまとめに入っていきたいというふうに考えております。

【井手座長代理】 よろしいでしょうか。どこが出てくるかは知りませんがね。

どうもありがとうございました。